

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三
○家畜防疫員の検査等を受けることを命ずる件	三三
○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件	三五
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三六
○道路の区域を変更する件五件	三六
○道路の供用を開始する件二件	三九
○車両制限令の規定により道路を指定する件	四〇
○車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件	四〇
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	四一
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四一
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四四

## 告 示

### 福島県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五條第四項の規定により法第六條第二項の規定による届出とみなされる法附則第五條第一項の変更の届出に係り法第八條第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八條第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要  
開店、閉店時刻及び駐車場利用時間帯変更について、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を遵守するとともに、近隣住民等より公害等に関する苦情の申し立て等があった場合には、迅速かつ真摯に対応していただきたい。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 実施の目的  
豚熱の発生予防
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射法

（畜産課）

### 福島県告示第七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五條第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 実施の目的  
牛のブルセラ症及び結核の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

1 プルセラ症

エライザ法

2 結核

ツベルクリン検査

(畜産課)

福島県告示第百八十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のヨーネ病の発生の予防

二 実施する区域

1 二本松市(木幡、針道、太田、戸沢、杉沢、東新殿、百目木、茂原、田沢の区域に限る。)、伊達市(霊山町、月館町の区域に限る。)、伊達郡川俣町、郡山市(熱海町、三穂田町の区域に限る。)、田村市(常葉町の区域に限る。)、岩瀬郡天栄村、石川郡平田村(上蓬田、九生滝、下蓬田、西山の区域を除く。)、石川郡古殿町、東白川郡棚倉町、喜多方市(岩月町、熱塩加納町の区域に限る。)、南会津郡南会津町、南会津郡下郷町、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、相馬市、いわき市(田人町、三和町のうち上三坂、中三坂、下三坂の区域に限る。)の各区域

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛

4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応

(畜産課)

福島県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛のアルボウイルス感染症（アカバネ病に限る。）の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

**福島県告示第百八十四号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
血清学的検査（鶏を検査する場合にあつてはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

**福島県告示第百八十五号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚のオーエスキー病の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

**福島県告示第百八十六号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

五 検査の方法  
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法  
 （畜産課）

**福島県告示第百八十七号**  
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 令和五年三月十七日  
 福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚熱の発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査（エライザ法）  
（畜産課）

**福島県告示第百八十八号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市東土地改良区から令和五年二月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月八日認可した。  
 令和五年三月十七日  
 福島県知事 内堀雅雄  
 （農村計画課）

**福島県告示第百八十九号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日  
 福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
一般国道 一二二号	会津若松市高野町大字 木流字橋本五〇三番一 地先から 同 市町北町大字 始字宮前一三一番一 地先まで	変更前	A 一三・五 九四・四	二、八六九・七
	会津若松市高野町大字 木流字橋本五〇三番一 地先から 同 市町北町大字 始字宮前一三一番一 地先まで	変更後	A 一三・五 九四・四	二、八六九・七
	同 市神指町大字 高瀬字高瀬一三番一 地先まで		B 二一・二 四三〇・八	三、〇二七・九

（道路計画課）

**福島県告示第百九十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日  
 福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
一般国道	会津若松市神指町大字	変更前	（メートル） 四一・五	一三七・〇

一一八号	高瀬字高瀬三番地先から 同 市神指町大字 高瀬字高瀬五番二地先 まで	変更後	五三・一 四六・五 六二・五	一三七・〇
------	---	-----	----------------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第九十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町川俣線	相馬郡飯館村二枚橋字本町一八五番一地先から 同 郡同 村二枚橋字本町四七〇番地先まで	変更前 A 八・六 二八・二 B 一一・〇 二八・四 変更後 一一・〇 三五・五	一、一六五・三 一、一二二・七 一、一二二・七	

(道路計画課)

**福島県告示第九十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

県道福島安達線	二本松市油井字前作二 五八番地先から 同 市油井字中田三 八番一地先まで	変更前 一一・〇 八七・六 変更後 一一・〇 八七・六	二五二・〇 二五二・〇
---------	---	--	----------------

(道路計画課)

**福島県告示第九十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道鹿島日下石線	相馬市大字赤木字西山田一四五番二地先から 同 市大字赤木字赤木九四番一地先まで	変更前 A 三・六 一八・九 B 一一・七 三三・九 変更後 A 三・六 一八・九 B 一一・七 三三・九	一、一二二・一 一、一三〇・三 一、一二二・一 一、一三〇・三	

(道路計画課)

**福島県告示第九十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島安達線	二本松市油井字前作二五八番地先 から 同 市油井字前作二六七番一 地 先まで	令和五年三月一七日

(道路計画課)

福島県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道鹿島日下石線	相馬市大字赤木字西山田一四五番 二地先から 同 市大字赤木字赤木九四番一 地 先まで	令和五年三月一七日

(道路計画課)

福島県告示第九十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
県道小浜上郡山線	双葉郡富岡町上郡山字関名古三二八番一地先から 同 郡同 町上郡山字関名古三三一番地先まで
県道泉岩間植田線	いわき市佐糖町字碓田七三番一地先から

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道日立いわき線	同 市泉町下川字大剣一番一地先まで いわき市錦町江栗七反田二〇番一地先から 同 市佐糖町字碓田三九番二地先まで

(道路計画課)

福島県告示第九十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。  
令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
県道古殿須賀川線	須賀川市大黒町五三番三地先から 同 市堀底町四三番地先まで
県道中野須賀川線	須賀川市牛袋町一七番三地先から 同 市影沼町二二番一地先まで

二 指定する期日 令和五年四月一日  
三 通行方法

高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。  
一 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。  
二 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料

で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。  
 3 道路情報の収集  
 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報  
 報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。  
 (道路計画課)

公 告

公告第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次  
 とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称  
 安達土地改良区  
 退任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 野地 久夫 二本松市下川崎字東北六二番地

(農村計画課)

公告第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、川俣町から川  
 俣都市計画火葬場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に  
 供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し  
 二 縦覧場所  
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課  
 (都市計画課)

公告第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第  
 一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送  
 付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し  
 二 縦覧場所  
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査  
 課  
 (都市計画課)

公告第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第  
 一項の規定により、いわき市からいわき都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る  
 関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し  
 二 縦覧場所  
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査  
 課  
 (都市計画課)